

2023 年 6 月 23 日

小売酒販組合 御中

石川県小売酒販組合連合会
(公印略)

「飲酒運転根絶条例」チラシ及び「飲酒運転根絶宣言店等登録制度」について

平素よりご協力をいただき御礼申し上げます。

標記について、石川県よりチラシ配付と制度登録依頼があったため、組合員等に配付・周知願います。

【制度の概要】

本年 4 月に施行した「石川県飲酒運転の根絶に関する条例」に基づき、飲酒運転根絶宣言を行った飲食店等から提出された登録申込書を審査し、飲食店等に登録証を交付するとともに県ホームページに名称等を掲載。

登録された飲食店等は、登録証を来店客又は従業員の見えやすい場所に掲示するとともに、飲酒運転を根絶するための取組を推進。

【申込方法】

①郵送…申込書類 1・2 を送付

- 1 飲酒運転根絶宣言事業所登録申込書
- 2 飲酒運転根絶宣言店登録申込書

<登録申込書の送付先>

住所：〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 行政庁舎 7 階

宛先：石川県生活安全課（交通防犯グループ）

②電子申請…石川県ホームページ申請フォームより申込

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/seikatu/koutsu/insyu/sengenseido.html>

※制度詳細が掲載されています。

【問い合わせ】石川県生活環境部生活安全課 TEL：076-225-1387